函館市のあらまし

函館市は、北海道の南端部に位置し、恵まれた自然、集積した都市機能、歴史と伝統に培われた文化など数多くの優れた特性を背景に、北海道と本州を結ぶ交通の結節点として、また、南北海道の中核都市として成長してきました。

平成 16 年 12 月には渡島東部 4 町村と合併して国内屈指の水産都市となり、この合併を契機に、 平成 17 年 10 月に政令指定都市に準じた事務権限を持つ「中核市」へと移行するとともに、平成 27 年度の北海道新幹線新函館北斗までの開業を見据えながら、中心市街地の活性化や、函館アリーナ、函館フットボールパークの整備に取り組むなど、地域特性を生かしたまちづくりを進めているところです。

福祉分野においては、誰もが安心して暮らせる豊かな地域社会を築くことを目的に平成14年7月に「福祉のまちづくり条例」を施行し、市民や事業者が一体となった地域福祉推進の取り組みを進めているほか、平成23年3月には「函館市障がい者基本計画後期推進指針(平成23~27年度)」を策定、平成24年4月には、市立障がい児・者施設である青柳学園、あおば学園およびともえ学園について、各事業間の連携による効果的なサービス提供を行うため統合整備し、療育機能の充実を図ることを目的として、新たにはこだて療育・自立支援センターとして開設しました。

また、平成27年3月には、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を構築するため「第7次函館市高齢者保健福祉計画および第6期函館市介護保険事業計画(平成27~29年度)」を策定したほか、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等を提供する体制を確保するため「第4期函館市障がい福祉計画(平成27~29年度)」を策定しました。

国の構造改革や本格的な地方分権の推進など、地方自治を取り巻く環境は大きく変化しているなか、今後も地域特性を生かしながら、豊かな市民生活を実現し、魅力にあふれ個性豊かなまちづくりを進めていくため、「人が輝き まちが輝く 交流都市 はこだて」を将来像に、様々な交流を通じて、文化や産業をはぐくみ、新たな価値を生み出す地域社会の創造をめざしていきます。

1 位置と面積

面積	位置(市役所	を中心とする)	広ぼう		
田信	経度(東経)	緯度(北緯)	東西	南北	
677.95km d	140度44分	41度46分	41.1km	32.8km	

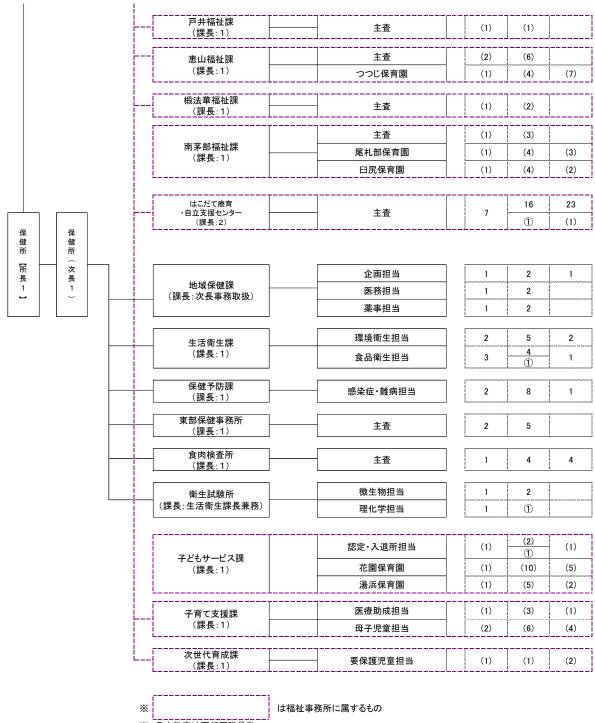
2 函館市の人口、世帯数の推移

(各年度4月末現在)

年度		26	27	28
人口		272,848人	269,864人	266,970人
	男	124,498人	122,978人	121,584人
	女	148,350人	146,886人	145,386人
世春	帯数	144,005世帯	143,813世帯	143,817世帯

機構表

			【主査数】	【担当数】	、734日18収長!
	管理課	庶務係	1	6	ļ
Γ	(課長:1)	社会担当	1		1
		苦情処理担当	1	2	
	地域福祉課	地域福祉担当	2	2	
	(課長:1)	福祉推進担当	2	1	1
保健					·
福祉		社会福祉法人担当	1		ļ
部		社会福祉施設担当	1		
次	(M.X. 1)	障がい等担当	1	1	
長 1		高齢者担当	1	3	
		管理·計画担当	2	3	
	介護保険課	介護サービス担当	1	6	
	(課長:1)	介護認定担当	1	7	16
		介護保険料担当	1	6	6
			L	1	<u> </u>
	医療·介護連携担当 (参事:1)	医療・介護連携担当	(1)	(1)	
	[]	介護予防·認知症担当	1	5	[
ļa		家族介護支援担当	1	J	1
	高齢福祉課 (課長:1)	総合事業担当	1	1	<u>'</u>
			2	'	1
					L
館	健康増進課 (課長:1)	健康増進担当	5	9	1
市			L		<i>J</i>
祉	[社会参加・給付担当	2	5 5	
— 事 ——— 務	 障がい保健福祉課	公費医療等担当	2	5	
所	(課長:1) (参事:1)	相談支援担当	1	5	4
所長		精神保健担当	2	5	
1					
	[管理担当	1	6	2
		(生活困窮者支援担当)	1	1	2
	生活支援第1課	第1担当	1	6	3
<u> </u>	(課長:1)	新!担当 		5	3
		第2担当	1	7	3
		不正受給対策担当	1		3
		第3担当	1	7	3
ļ	生活支援第2課	第4担当	2	6	
	(課長:1)	第5担当	1	7	
		第6担当	1	7	L
	rt	+ 	гт		
		福祉担当	1	3	
-	湯川福祉課 (課長:1)	生活支援第1担当	1	7	3
	j	生活支援第2担当 生活支援第3担当	1	8	2 1
事臨務時		エ心又抜я3担ヨ	L'l	°	<u> </u>
局 福 長 社 1 給			1	3	2
1 給 付 保金		介護・高齢・障がい相談窓口	2	6	2
Zie vitr	# m += +1 am	生活支援第1担当	1	8	1
唯福祉 部次 長 兼務	│	生活支援第2担当	1	7	1
長兼		生活支援第3担当	1	7	2
務		生活支援第4担当	1	7	3
	'		L1		L
	事業課	事務局	1	1	
	事業課 (課長:管理課長兼務)		L		_



※ 〇内数字は再任用職員数

※ ()内数字は兼務職員数

保健福祉部の職員数

(単位:人)

保健福祉部長保健所長	保健福祉部次長福祉事務所長保健所次長	議 技	主 査	担当	計	嘱託
2	3	19	77	249	350	99

※ 平成28年7月1日現在(再任用・兼務職員数を除く)

事務分掌

保健福祉部

管理課

- (1) 戦傷病者,戦没者遺族等の援護に関すること。
- (2) 旧軍人等の恩給に関すること。
- (3) 引揚者、未帰還者、留守家族等の援護に関すること。
- (4) 行旅病人および行旅死亡人に関すること。
- (5) り災救助に関すること。
- (6) 援護寄託品に関すること。
- (7) 社会福祉思想の啓発に関すること。
- (8) 斎場に関すること。
- (9) 福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関すること。
- (10) 福祉サービス苦情処理委員に関すること。
- (11) 社会福祉施設整備事業に関すること。

庶務係

(1) 部内の庶務および経理に関すること。

地域福祉課

- (1) 民生委員および児童委員に関すること。
- (2) 民生委員推薦会に関すること。
- (3) 社会福祉協議会に関すること。
- (4) 総合福祉センターに関すること。
- (5) 総合福祉センター運営委員会に関すること。
- (6) 社会福祉審議会に関すること。
- (7) 地域福祉および福祉のまちづくりの推進に関すること。
- (8) 福祉のまちづくり推進委員会に関すること。
- (9) 高齢者交通料金助成券に関すること。
- (10) 老人福祉センターに関すること。

指導監査課

- (1) 社会福祉法人および社会福祉施設の指導および監査に関すること。
- (2) 社会福祉法人の設立認可等に関すること。
- (3) 社会福祉事業(他の主管に属するものを除く。)の許可等に関すること。
- (4) 介護保険法に基づく事業者等の指定等ならびに運営の指導および監査に関すること。
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者等の 指定等ならびに運営の指導および監査に関すること。
- (6) 有料老人ホームの届出等ならびに運営の指導および監査に関すること。
- (7) 社会福祉施設等の整備の助成(他の主管に属するものを除く。)に関すること。

介護保険課

- (1) 介護保険事業計画に関すること。
- (2) 介護保険料の収納管理および過誤納金の環付等に関すること。
- (3) 介護保険事業に係る報告等に関すること。
- (4) 地域支援事業に係る介護給付費等費用適正化事業等に関すること。
- (5) 保険給付等に関すること。
- (6) 損害賠償請求および返納金に関すること。
- (7) 要介護認定および要支援認定に関すること。
- (8) 介護認定審査会に関すること。
- (9) 被保険者の資格の取得および喪失に関すること。
- (10) 介護保険料の賦課および収納に関すること。
- (11) 滞納処分に関すること。
- (12) 指定地域密着型サービス事業者の施設整備等の助成に関すること。

高齢福祉課

- (1) 高齢者保健福祉計画に関すること。
- (2) 施設措置費負担金,使用料等の収納に関すること。
- (3) 認知症に関すること。
- (4) 地域支援事業(介護保険課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- (5) 高齢者の総合相談に関すること。
- (6) 高齢者の虐待の防止に関すること。
- (7) 高齢者交通料金助成券の交付に関すること。
- (8) その他高齢者の生きがい支援および生活支援に関すること。

健康増進課

- (1) 健康づくりに関すること。
- (2) 健康づくりの計画に関すること。
- (3) 健康づくり事業の企画および調整に関すること。
- (4) 食育の推進に関すること。
- (5) 栄養の指導および調査に関すること。
- (6) 歯科保健(乳幼児歯科健診に係るものを除く。)に関すること。
- (7) 健康増進法に基づく健康増進事業(肝炎ウイルス検診に係るものを除く。)に関すること。
- (8) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導に関すること。
- (9) がんの予防および早期発見の推進に関すること。
- (10) 石綿による健康被害の救済に関すること。

障がい保健福祉課

- (1) 障がい者基本計画および障害福祉計画に関すること。
- (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定等に関すること。
- (3) 指定自立支援医療機関に関すること。
- (4) 函館市福祉専用乗車カードおよび施設通所者等市電・函館バス利用証の交付に関すること。
- (5) 重度身体障害者等タクシー基本料金乗車券の交付に関すること。
- (6) 精神保健および精神障害者福祉に関すること。
- (7) 重度心身障害者医療費助成に関すること。
- (8) 自殺予防対策連絡会議に関すること。
- (9) 自殺予防普及啓発事業等に関すること。
- (10) 障害者の虐待の防止に関すること。

生活支援第1課

- (1) 生活保護に係る医療機関等の指定等に関すること。
- (2) 生活保護に係る医療機関等の運営指導に関すること。
- (3) 浮浪者の送還に関すること。
- (4) 生活保護に係る返還金および徴収金の収納に関すること。
- (5) 生活保護に係る損害賠償請求に関すること。
- (6) 生活困窮者に対する自立の支援に関すること。

湯川福祉課

- (1) 戦傷病者, 戦没者遺族等の援護に関すること。
- (2) 旧軍人等の恩給に関すること。
- (3) 引揚者、未帰還者、留守家族等の援護に関すること。
- (4) 介護保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (5) 高齢者交通料金助成券の交付に関すること。
- (6) 函館市福祉専用乗車カードおよび施設通所者等市電・函館バス利用証の交付に関すること。
- (7) 重度身体障害者等タクシー基本料金乗車券の交付に関すること。
- (8) 遺児手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。

鲁田福祉課

- (1) 戦傷病者,戦没者遺族等の援護に関すること。
- (2) 旧軍人等の恩給に関すること。
- (3) 引揚者、未帰還者、留守家族等の援護に関すること。
- (4) 介護保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (5) 地域支援事業に係る介護予防事業の生活管理指導等に係るものに関すること。
- (6) 高齢者の虐待の防止に関すること。
- (7) 高齢者交通料金助成券の交付に関すること。

- (8) その他高齢者の生きがい支援および生活支援に関すること。
- (9) 函館市福祉専用乗車カードおよび施設通所者等市電・函館バス利用証の交付に関すること。
- (10) 重度身体障害者等タクシー基本料金乗車券の交付に関すること。
- (11) 精神保健および精神障害者福祉に関すること。
- (12) 遺児手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (13) 障害者の虐待の防止に関すること。

福祉事務所

高齢福祉課

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関すること。

障がい保健福祉課

- (1) 障害者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 身体障害者手帳の交付に関すること。
- (3) 介護給付費等の支給に関する審査会に関すること。
- (4) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に関すること。
- (5) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に関すること。
- (6) 精神障害者および精神に障害のある児童の福祉に関すること。
- (7) 特別児童扶養手当,特別障害者手当,障害児福祉手当および福祉手当に関すること。

生活支援第1課

- (1) 生活保護要保護者の保護に関すること。
- (2) 就労自立給付金に関すること。
- (3) 生活保護金品の交付および就労自立給付金の支給に関すること。
- (4) 生活保護の医療券に関すること。
- (5) 社会福祉統計に関すること。
- (6) 社会福祉の現業に関すること。

生活支援第2課

- (1) 生活保護要保護者の保護に関すること。
- (2) 就労自立給付金に関すること。
- (3) 社会福祉の現業に関すること。

湯川福祉課

湯川支所および銭亀沢支所の所管区域内の次に掲げる事項ならびに戸井支所,恵山支所, 椴法華支所および南茅部支所の所管区域内の第6号,第7号および第9号に掲げる事項

(1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。

- (2) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (3) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (4) 児童,母子家庭,父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (5) 児童扶養手当,特別児童扶養手当,特別障害者手当,障害児福祉手当,福祉手当, 児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (6) 生活保護要保護者の保護に関すること。
- (7) 就労自立給付金に関すること。
- (8) 生活保護金品の交付および就労自立給付金の支給に関すること。
- (9) 生活保護の医療券に関すること。
- (10) 社会福祉の現業に関すること。

亀田福祉課

亀田支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者および障害者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関すること。
- (3) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に関すること。
- (4) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に関すること。
- (5) 精神障害者および精神に障害のある児童の福祉に関すること。
- (6) 特別児童扶養手当,特別障害者手当,障害児福祉手当および福祉手当に関すること。
- (7) 児童,母子家庭,父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに 相談に関すること。
- (8) 児童扶養手当,児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (9) 生活保護要保護者の保護に関すること。
- (10) 就労自立給付金に関すること。
- (11) 生活保護金品の交付および就労自立給付金の支給に関すること。
- (12) 生活保護の医療券に関すること。
- (13) 社会福祉の現業に関すること。

戸井福祉課

戸井支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関すること。
- (3) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならび に相談に関すること。
- (4) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。

- (5) 児童,母子家庭,父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに 相談に関すること。
- (6) 児童扶養手当,特別児童扶養手当,特別障害者手当,障害児福祉手当,福祉手当, 児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (7) 生活保護要保護者の相談に関すること。
- (8) 生活保護金品の交付および就労自立給付金の支給に関すること。
- (9) 社会福祉の現業に関すること。

恵山福祉課

恵山支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関すること。
- (3) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (4) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (5) 市立保育所等の入所,退所等に関すること。
- (6) 児童,母子家庭,父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに 相談に関すること。
- (7) 児童扶養手当,特別児童扶養手当,特別障害者手当,障害児福祉手当,福祉手当, 児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (8) 生活保護要保護者の相談に関すること。
- (9) 生活保護金品の交付および就労自立給付金の支給に関すること。
- (10) 社会福祉の現業に関すること。

椴法華福祉課

椴法華支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関すること。
- (3) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (4) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (5) 児童,母子家庭,父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに 相談に関すること。
- (6) 児童扶養手当,特別児童扶養手当,特別障害者手当,障害児福祉手当,福祉手当, 児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (7) 生活保護要保護者の相談に関すること。
- (8) 生活保護金品の交付および就労自立給付金の支給に関すること。
- (9) 社会福祉の現業に関すること。

南茅部福祉課

南茅部支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関すること。
- (3) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (4) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (5) 認可保育所等の入所,退所等に関すること。
- (6) 児童,母子家庭,父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに 相談に関すること。
- (7) 児童扶養手当,特別児童扶養手当,特別障害者手当,障害児福祉手当,福祉手当, 児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (8) 生活保護要保護者の相談に関すること。
- (9) 生活保護金品の交付および就労自立給付金の支給に関すること。
- (10) 社会福祉の現業に関すること。

保健福祉部電話番号一覧

電話番号	課(職)•施設名	電話番号
21- 3251	生活支援第1課長	21- 3278
21- 3252	管理	21- 3276
21- 3287	生活困窮者支援担当	21- 3090
21- 3253	面接	21- 3285
21- 3256	第1	21- 3283
21- 3255	第2	21- 3274
21- 3297	不正受給担当	21- 3087
21- 3066	生活支援第2課長	21- 3292
21- 3289	第3	21- 3259
21- 3021	第4	21- 3280
21- 3924	第5	21- 3279
21- 3262	第6	21- 3094
21- 3262	湯川福祉課長	57- 6171
21- 3925	福祉担当	57- 6170
21- 3926	生活支援第1	57- 6171
21- 3020	生活支援第2	57- 6172
21- 3041	生活支援第3	57- 6174
21- 3023	亀田福祉課長	45- 5481
21- 3027	福祉担当	45- 5481
21- 3033	介護・高齢・障がい相談窓口	45- 5482
21- 3034	生活支援第1	45- 5483
21- 3037	生活支援第2	45- 5532
21- 3080	生活支援第3	45- 5563
21- 3025	生活支援第4	45- 5564
21- 3026	戸井市民福祉課長	82- 2112
21- 3065	主査	"
21- 3081	恵山市民福祉課長	85- 2335
21- 3067	主査	"
32- 1516	椴法華市民福祉課長	86- 2111
32- 1515	主査	"
32- 1532	南茅部市民福祉課長	25- 6038
21- 3266	主査	25- 6045
21- 3302	はこだて療育・自立支援センター	36- 0500
21- 3187		
21- 3014		
21- 3263		
21- 3076		
21- 3077		
	21- 3251 21- 3252 21- 3287 21- 3256 21- 3255 21- 3297 21- 3066 21- 3289 21- 3021 21- 3924 21- 3262 21- 3925 21- 3926 21- 3020 21- 3041 21- 3023 21- 3027 21- 3033 21- 3034 21- 3037 21- 3037 21- 3037 21- 3036 21- 3055 21- 3065 21- 3065 21- 3065 21- 3067 32- 1516 32- 1516 32- 1516 32- 1516 32- 1532 21- 3266 21- 3302 21- 3067 32- 1516 32- 1532 21- 3067 32- 1516 32- 1532 21- 3067	21- 3251 生活支援第1課長 21- 3252 管理 21- 3253 面接 21- 3256 第1 21- 3255 第2 21- 3297 不正受給担当 21- 3066 生活支援第2課長 21- 3021 第4 21- 3924 第5 21- 3021 第4 21- 3924 第5 21- 3022 第6 21- 3020 生活支援第1 21- 3020 生活支援第1 21- 3020 生活支援第1 21- 3020 生活支援第3 21- 3021 第4 21- 3020 生活支援第1 21- 3020 生活支援第1 21- 3020 生活支援第3 21- 3021 第4 21- 3020 生活支援第1 21- 3020 生活支援第3 21- 3021 第4 21- 3020 生活支援第3 21- 3021 年祉担当 21- 3031 生活支援第3 21- 3023 集田福祉課長 21- 3031 上活支援第3 21- 3037 生活支援第1 21- 3037 生活支援第1 21- 3037 生活支援第2 21- 3080 生活支援第3 21- 3080 生活支援第4 21- 3081 惠山市民福祉課長 21- 3065 主査 32- 1516 椴法華市民福祉課長 32- 1516 校法華市民福祉課長 32- 1515 主査 32- 1532 南茅部市民福祉課長 21- 3066 主査 21- 3076

当初予算

款 項 目				財源内訳(平成28年度分)				
		款 項 目	28年度当初予算	特定財源				加州北西
				国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源
総務費			273	0	0	0	0	273
	総務管理費		273	0	0	0	0	273
		企画費	273	0	0	0	0	273
民	民生費		35,781,713	19,917,420	1,943,818	900	902,259	13,017,316
	社	会福祉費	10,316,649	3,884,046	1,918,020	900	726,677	3,787,006
		社会福祉総務費	1,308,480	517,088	0	0	120,627	670,765
		障害者福祉費	6,893,371	3,361,154	1,678,404	0	9,073	1,844,740
		重度心身障害者医療助成費	807,913	0	239,616	0	176,642	391,655
		療育・自立支援センター費	107,106	0	0	0	245,249	△ 138,143
		老人福祉費	1,199,779	5,804	0	900	175,086	1,017,989
	生	活保護費	21,450,791	15,991,977	0	0	125,199	5,333,615
		生活保護総務費	105,167	76,659	0	0	0	28,508
		扶助費	21,345,624	15,915,318	0	0	125,199	5,305,107
	災	害救助費	3,750	0	2,812	0	0	938
		災害救助費	3,750	0	2,812	0	0	938
	社	会福祉施設等資金費	6,500	0	0	0	6,500	0
		社会福祉施設整備費	6,500	0	0	0	6,500	0
	在	宅ふれあい資金費	43,883	0	0	0	43,883	0
		在宅福祉促進費	43,883	0	0	0	43,883	0
	介	護保険費	3,960,140	41,397	22,986	0	0	3,895,757
		介護保険事業費	3,140	0	2,287	0	0	853
		介護保険事業特別会計繰出金	3,957,000	41,397	20,699	0	0	3,894,904
衛生	主書	1	771,143	24,510	28,550	0	144,126	573,957
	保	健衛生費	771,143	24,510	28,550	0	144,126	573,957
		保健衛生総務費	193,412	0	12,916	0	15,118	165,378
		公衆衛生費	13,451	0	0	0	7,271	6,180
		健康増進事業費	211,727	2,580	6,407	0	12,505	190,235
		予防接種費	151,801	0	0	0	0	151,801
		衛生試験所費	16,183	26	0	0	10,653	5,504
		保健所費	50,304	20,475	6,512	0	2,086	21,231
		環境衛生費	13,823	1,429	2,715	0	39,233	△ 29,554
		火葬場費	120,442	0	0	0	57,260	63,182
土	土木費		267,300	0	0	240,500	26,800	0
	道	路橋梁費	267,300	0	0	240,500	26,800	0
		道路橋梁改良費	267,300	0	0	240,500	26,800	0
保任	建补	国祉部予算	36,820,429	19,941,930	1,972,368	241,400	1,073,185	13,591,546

(単位:千円) 国民健康保険事業特別会計 26年度当初予算A 27年度当初予算B 款 項 比 較 B-A 保健事業費 4,972 4,786 △ 186 特定健康診査等事業費 4,972 4,234 △ 738 特定健康診査等事業費 4,972 4,234 △ 738 保健事業費 0 552 552 保健衛生普及費 0 552 552 合 4,972 4,786 △ 186 計

介護保険事業特別会計			(単位:千円)
款 項 目	27年度当初予算A	28年度当初予算B	比 較 B-A
総務費	274,779	245,868	△ 28,911
総務管理費	51,365	24,770	△ 26,595
一 一般 管 理 費	49,956	20,296	△ 29,660
趣旨普及費	1,409	4,474	3,065
徴収費	20,594	17,783	△ 2,811
賦 課 徴 収 費	20,594	17,783	△ 2,811
介 護 認 定 費	202,820	203,315	495
介 護 認 定 費	202,820	203,315	495
保険給付費	24,434,522	25,172,563	738,041
介 護 諸 費	23,837,894	24,538,281	700,387
介護サービス給付費	23,810,321	24,509,003	698,682
審査支払委託費	27,573	29,278	1,705
高額介護サービス費	596,628	634,282	37,654
高額介護サービス費	512,713	553,604	40,891
高額医療合算介護サービス費	83,915	80,678	△ 3,237
地域支援事業費	348,583	417,189	68,606
地域支援事業費	348,583	417,189	68,606
介護予防事業費	33,593	49,498	15,905
包括的支援等事業費	314,990	367,691	52,701
保健福祉事業費	0	7,103	7,103
保健福祉事業費	0	7,103	7,103
保健福祉事業費	0	7,103	7,103
基金積立金	312,957	236,959	△ 75,998
基金積立金	312,957	236,959	△ 75,998
介護給付費準備基金積立金	312,957	236,959	△ 75,998
諸支出金	30,123	30,692	569
過 年 度 支 出 金	29,883	30,452	569
│ │ │ 過 年 度 支 出 金	1	1	0
第1号被保険者保険料還付金	29,882	30,451	569
還 付 加 算 金	240	240	0
還 付 加 算 金	240	240	0
職員費	390,666	406,279	15,613
職費	390,666	406,279	15,613
一般部局職員費	390,666	406,279	15,613
予備費	10,000	10,000	0
予	10,000	10,000	0
予備費	10,000	10,000	0
合 計	25,801,630	26,526,653	725,023